

1 開催年月日

令和6年1月30日(火)

2 場所

三条市役所第二庁舎3階 301会議室

3 時間

午後2時 開会 午後4時 閉会

4 出席者

(委員)

丸田委員、中澤委員、五十嵐委員、笹川委員、羽田野委員、鶴巻委員、坂爪委員、井内委員、西川委員、落合委員、大平委員、西山委員、田代委員、瀬水委員、武士俣委員、栗山委員、宮口委員、大橋委員

※出席18名、欠席2名(木歩士委員、平岡委員)

(事務局)

福祉課丸山課長、木戸課長補佐兼障がい支援係長、大橋主事

子育て支援課小林課長、相場センター長兼発達応援室長

高齢介護課草野主任、鬼木主任

<相談支援事業所>

相談支援センターハート 阿部課長代理、山上主任相談支援専門員

相談支援事業つなぐ 加藤主任相談支援専門員、米山相談支援専門員

相談支援センター青空 坂上主任相談支援専門員

相談支援センターさんじょう社協 藤井主任相談支援専門員

相談支援センター心和園 長谷川相談支援専門員

5 議事

(1) 第4期三条市障がい者計画・第7期三条市障がい福祉計画・第3期三条市障がい児福祉計画(案)について(資料1)

(2) 地域生活支援拠点等の評価と今後の方向性について(資料2)

6 会議の概要

開会

挨拶(丸田会長)

議事

(1) 第4期三条市障がい者計画・第7期三条市障がい福祉計画・第3期三条市障がい児福祉計画(案)について(資料1)

(木戸補佐)

別紙資料1にて説明

(丸田会長)

質問を含め、発言をお願いしたい。

(井内委員)

P9に記載のある「ともまち条例」は略称である。注釈が必要ではないか。

(木戸補佐)

注釈にて正式名称を記載する。

(中澤委員)

1点目、ともまち条例を具体化させることが大きな柱になると思うが、施策分野においては、「相談支援の充実」に紐付けられている。確かにその側面はあるが、障がい者に対する差別禁止や合理的配慮の促進が柱にならなくてはいけないのではないか。

ともに歩み…といったインクルーシブの視点について、市民にどのように働きかけていくのか読み取ることが出来なかった。

2点目、P9以降の障がい者計画の各施策分野における施策の方向性・展開の内容について、具体的な取組内容の記載が無い。例えば、P12において工賃アップを目指すための取組内容は記載されているが、そのために何をするのかの具体策が抜けている。本計画は令和6年度から8年度の計画であるが、年度ごとの事業計画や達成目標はいつ示されるのか。年度ごとの計画に対して、本協議会の委員が意見を述べることは可能なのか。

(丸山課長)

施策分野において、ともまち条例を推進していくための要素が不足しているとの意見であるが、理事者を含めた協議の上で、本計画においては、柱立てをするのではなく、各施策分野に対して取組内容を横申しするようなイメージで策定・反映するよう設定することとしたので御理解いただきたい。

計画策定に伴う新規の取組内容を示すのではなく、既に取り組んでいる内容も踏まえ、整理した上で特に力を入れるべき内容を簡潔に（一文で）記載している。特に強化していきたい内容も3年間の時々で変化することがあるが、その時は、事務局会議や各部会を通じて進捗計画や見直しをしていくので、提案をいただいたタイミングで反映していくこととなる。

具体策が見えないという意見について、取組内容の詳細を計画上に文章として落とし込むのは困難である。事務局会議や各部会において具体的な内容を説明していく。

(中澤委員)

ともまち条例においては、当事者の権利をより充実させるために、一步踏み込んだ要素が取り込まれている。障がい者に対する差別意識を解消していくには、市の積極的な施策が必要ではないか。横申しではなく、柱の1つとして設定すべきではないのか。まちなかに障がい者がいないなど、インクルーシブではない点において、市が音頭を取らないと現状は変わらない。

例えば、障がい者への差別意識（暴れる、きちんと働かない等）によって雇用が促進されないのは、雇用主の立場である前に、一般市民として潜在的な差別意識が雇用現場において出現しているため、市民に対する周知・啓発活動が不可欠であると感じる。市民に働きかけていくには、ともまち条例の推進と合わせて具体的に計画に盛り込み、行政・一般市民に意識してもらうことが必要である。今後は、部会員の立場として積極的に提案し、市の施策として実現できれば良いと思う。

(栗山委員)

一般市民に障がい者の存在を知ってもらうには、当事者が街に出ることが一番大事だと考える。私達は音楽サークルなので人前に出る機会があり、音楽を通じて健常者と関わることができている。

パニックを起こしたとしても「怖い」ではなく「気分が高揚しているだけ」と一般市民（地域）に受け入れてもらえれば、雇用現場においても差別がなくなるのではないか。そのためには、まずは当事者が街に出ることが大事だが、機会がなく、基本的に親子で行動している。本当は様々な場所に行きたいが、躊躇してしまうのが現状である。機会があれば街に出たいと思っている。

(丸田会長)

理事者協議において、市としての意向が明確であるものの、本協議会としての意見は重要である。ともまち条例の推進について障がい者計画の中でどのように反映できるか検討していただきたい。

(丸山課長)

市役所という組織として、「三条市総合計画」という最上位の計画がある。こちらには「全ての人の尊厳を守るまちづくり」が基本目標として掲げられており、性的マイノリティも含め、ともまち条例の趣旨が包含されている。障がい者計画においては、ベースとなる三条市総合計画の“全ての人の尊厳を守る”という目標に対して横申しするという意味合いであることを補足説明させていただく。

障がい者計画について、施策分野においては記載のとおりとするが、内容については修文の余地があるため、中澤委員の意見を反映する方向で検討する。

(丸田会長)

中澤委員の意見については、修文の余地があるとのことなので、次回（3月）の全体会で報告していただく。

また、計画の点検・評価。見直しの機能をどうしていくのかについて、可能な範囲で計画に盛り込めば分かりやすいと思うので、検討していただきたい。

(大橋委員)

P3について、精神障がい者が増加傾向にあるのは、いわゆる生産年齢人口が社会に出て働き、障がいを患ったことが要因だと予想する。障がい種別ごとに年齢層が分かるデータがあれば、増加傾向にある年齢層に対するアプローチができるのではないか。

(丸山課長)

確かに、それらの要因により精神障がいを患う方が増加しているという現状があるが、予防的な施策は福祉課の範疇ではない。福祉課においては、関係機関と連携しながら精神障がい者の理解に対する周知・啓発、ニーズに合った就労訓練の機会を提供していく。

(大平委員)

確認である。先ほど、施策の方向性は9月の協議会時と変わらないと説明があったが、変わっているのではないか。

(木戸補佐)

説明誤りである。軽微な修正をした。

(大平委員)

本計画は、3年ごとに見直す最終的なゴールはあるのか。

(木戸補佐)

まずは令和8年度までの目標を立てて、その結果を踏まえ次の計画の方向性や目標を定めていく。最終的なゴールはない。

(大平委員)

3年後を見据えて現状と課題を把握して計画策定していることは理解したが、それでは視点が狭い。全体を俯瞰して計画に反映していく必要がある。ともまち条例の制定など現計画から大きく変化した部分の視点が不足している。

また、P3以降において障がい者を取り巻く状況の把握はしているものの、原因と対策がない。原因と課題を深掘りして計画に反映していかないと視野が狭くなってしまう。

P10の令和7年度に運用開始される重層的相談支援体制に関する具体的な取組内容について、相談員の業務整理や負担軽減だけではなく、体制の仕組みづくりやプラットフォームの構築に取り組むべきだと思う。

(大平委員)

P26の基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数について、令和8年度の見込量が0.5人とあるが、1人が兼務ということか。

(草野主任)

各法人に配置されている主任相談支援専門員に基幹相談支援センターのアドバイザー機能を一部委託することを検討している。

(大平委員)

果たして0.5人換算で重層的相談支援体制も含めたコーディネートができるのか。再検討が必要だと思う。

(丸山課長)

現在、基幹相談支援センターは直営で専従2名を配置しているが、不足しているアドバイザー機能については、0.5人換算のスポット的な委託で主任相談支援専門員に補ってもらうことを検討中である。

重層的相談支援体制は土台が固まってきており、直営・委託含めて5名体制で運用していく予定である。相談支援専門員の業務圧迫の原因の1つである障がいを受任しない方や適切なサービスにつながらない制度の狭間の相談対応については、重層的相談支援でバックアップしていくことにより、障がいと他分野の線引きがされる予定。次回の本協議会で現段階の方向感を報告したい。

(丸田会長)

三条市では、重層的相談支援体制の移行準備に突入した。本格実施の際には法令に基づいた「重層的支援体制整備事業実施計画」の策定が努力義務である。本計画にも重層的相談支援体制の本格実施に向けた取組内容に関する文言を溶け込ませた方がよい。

(丸山課長)

令和8年1月の本格実施に向けて令和7年の4月から12月は、人員配置した上での移行準備期間とする旨を本計画上に追加で記載する。

(大平委員)

つまり、重層的相談支援体制整備の主管課が複数の部署にまたがっているのか。

(丸山課長)

社会福祉法に基づく事業であることから、福祉課を中心に検討している。ただし、本格実施の段階ではグリップを握る部署の新設など、組織機構の見直しがされる可能性もある。

(大平委員)

現段階では、全体を俯瞰して仕組みを構築することが優先事項であり、まずは本格実施に向けた取組内容を記載してはどうか。

(丸田会長)

障がい者計画に何を記載するか委員に確認したい。重層的相談支援体制については、地域福祉計画の範疇となり、障がい者計画に細かく記載する必要はないことから、本協議会で議論する内容ではない。事務局には意見として受け止めてもらいたい。

(丸山課長)

大平委員の御指摘の内容は理解したので、修正したいと思う。

(田代委員)

P3について、このグラフを掲載する目的は何か。介護予防事業に参加したり、食生活を改善するためのアドバイスを受けるなど障がい者にならないための施策はないのか。また、障がい者数が増加する見込みだが、ネガティブかポジティブ、どちらに捉えるべきなのか。

(木戸補佐)

障がい者の現状をグラフ化して知っていただくことが目的である。

また、障がい者にならないための予防的事業は健康福祉分野で実施している。

(武士俣委員)

障がい者は親亡き後、GHへ入居するケースが多く帰省する家もない。GHは終の棲家ではなく、自立した生活を送ってもらうための住居である。

(丸山課長)

親亡き後を見据えて、支援者が健在なうちからGHを体験利用の機会を提供するなど、将来的に自立した地域生活できるような施策を実施している。

(五十嵐委員)

ともまち条例に関する記載について、総合計画に記載されているとはいえ、障がい者計画にも記載すべきと思う。

GHは終の棲家ではなく、住み慣れた地域で家庭的な雰囲気の中、暮らし続けることが求められており、本人に寄り沿った支援をしている。

(西川委員)

生活介護の受皿の確保について、強度行動障がい者、医療的ケア者の受皿はまだまだ足りず、家族の介護負担が大きい。今後も福祉サイドと連携・共有していきたい。

(丸山課長)

強度行動障がいと医療的ケアは以前から地域課題として把握しているものの、なかなか有効的な解決策が見出せないままだったが、この度、とある事業者が生活介護と日中サービス支援型GH開設の意向を示した。強度行動障がい・医療的ケア者の受皿となれるよう施設整備を進めていきたい。

(笹川委員)

強度行動障がい者の受入れにはハード面の整備が必要であり、現状の施設のまま受け入れるのは困難である。しかし、地域課題となっている以上、法人として取組

まなければならない。

(瀬水委員)

権利擁護支援の充実について、中核機関と連携して成年後見制度を推進していただきたいが、P29における成年後見制度利用支援事業の令和6年度以降の見込量が減少している。制度利用の促進を図っていただきたい。

(木戸補佐)

記載誤りであったので、修正する。

(瀬水委員)

基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置について、令和8年度から委託により0.5人配置する旨の説明があったが、複合的な課題を抱えたケースは増加傾向にあるので、前倒しで手を打っていただきたい。

(丸山課長)

これから各法人と調整するが、前倒しでできることは着手していきたい。

(井内委員)

就労定着が困難と思われた障がい者に対してジョブコーチ支援を活用したところ、改善したケースがあるので、有効な方法として紹介させていただく。

(落合委員)

ジョブコーチは、「新潟障害者職業センター」や企業に配置されており、当事者のみならず、雇用主や保護者目線でも活用できる。

精神・発達障がい者が市外の就労移行支援事業所を利用する傾向にあることから、市内の就労移行支援事業所を選び利用してもらえるよう、今後はニーズに応じた就労支援プログラムの検討に着手していくとの記載があるが、最終的な受入れ目標人数などはあるか。

(丸山課長)

就労移行支援サービスを提供している市内3事業所は定員に余裕があるのに、精神・発達障がい者は市外の就労移行支援事業所に通うなど障がい種別によって偏りがある。本来であれば、市内の事業所を利用させていただくことが本人・法人にとっても望ましい。具体的な目標値はないが、定員を満たすべく市内の事業所を利用しただけのよう、支援プログラムを構築している段階である。

(中澤委員)

P29の意思疎通支援事業における手話通訳者・要約筆記派遣事業の見込量が実績量を下回っているが、ともまち条例を推進していくためには増加させていくべきではないか。

(木戸補佐)

記載誤りであったので、修正する。

(宮口委員)

精神・発達障がいに関する意見交換が活発であるが、医療的ケア児・者の支援にも力を入れていただきたい。

(丸山課長)

医療的ケアも含めた重度の障がい者の支援については、今後も法律や制度に基づいた施策や予算措置を行っていく。

(丸田会長)

他に意見はないでしょうか。発言がないようであれば、委員からの意見を基に修文・再検討していただくこととして議事1について了承することとしてよろしいか。

(一同意見なし)

(丸田会長)

議事1について、了承することに決定する。

(2) 地域生活支援拠点等の評価と今後の方向性について(資料2)

(草野主任)

別紙資料2にて説明

(丸田会長)

質問を含め、発言をお願いしたい。

(一同意見なし)

(丸田会長)

議事2について、了承することに決定する。

本日の議事は全て終了する。

閉会